

### 3 駐車場

#### チェックポイント

- ① 建物の出入口に近い位置に障害者対応駐車場が設置してあるか
- ② 障害者対応駐車場であることがわかりやすく表示してあるか
- ③ 敷地出入口から駐車場まで経路についても、障害者や高齢者が移動しやすい経路となっているか

#### <福井県福祉のまちづくり条例施行規則の整備基準>

- (一) 利用者の用に供する駐車場（知事が認める特殊な装置のみを用いるもの（以下「機械式駐車場」という。）を除く。）を設ける場合にあっては、車いす使用者用駐車区画が一以上設けられていること。
- (二) (一)の車いす使用者用駐車区画は、次に定める基準に適合するものであること。
  - (1) 外部出入口に近接した場所に設けられていること。
  - (2) 幅は、350センチメートル以上であること。
  - (3) 車いす使用者用駐車区画である旨を見やすい方法により表示すること。
- (三) 外部出入口のそれぞれから(二)に定める基準に適合する車いす使用者用駐車区画に至る駐車場の通路は、「敷地内通路」の(一)から(三)までに定める構造であること。

#### 【整備のポイント】

- ・施設の利用者数に応じて、車いす使用者用駐車区画の数を考慮しましょう。
- ・車いす使用者用駐車区画は、建物の出入口に到達しやすいところに設け、車いす使用者が安全に乗り降りできるスペースを確保します。
- ・駐車場の範囲や駐車スペースの位置がわかる案内を表示しましょう。

#### 【整備の手引き】

##### 車いす使用者区画の配置

- ◎ 車いす使用者用駐車区画は、**建物の出入口までの経路ができる限り短くなる位置**に設けます。
- リフト付きバス等の、車いす使用者送迎用の自動車の利用も想定した乗降スペースを確保します。特に、後部ドア側のスペースを確保することが重要です。

##### 車いす使用者区画の設置数

- ◎ 車いす使用者用駐車区画は1台以上設けます。
- 全駐車台数が200以下の場合、駐車台数に1/50を乗じて得た数以上とし、全駐車場台数が200を超える場合は当該駐車台数に1/100を乗じて得た数に

2を加えた数以上の車いす使用者駐車区画を設けることが望まれます。

駐車場の規模（台）	必要数
～50	1
51～100	2
101～150	3
151～200	4
201～300	5

### 車いす使用者区画の構造

- ◎ 車いす使用者駐車区画の幅は **350cm 以上**とします。
- 奥行きについては施設用途に応じて、小型車からバス仕様までの奥行きについて検討することが望まれます。
- ◎ **駐車区画から通路までの間には、段を設けない**ようにします。
- ◎ 駐車区画の床は、滑りにくく平坦な仕上げとします。
- 駐車区画には、屋根またはひさしを設けることが望まれます。

### 車いす使用者駐車区画の表示

- ◎ 車いす使用者用駐車区画の床面には、**障害者優先の旨を表す国際シンボルマークを表示**します。
- 車いす使用者用駐車区画には、車いす使用者が乗り降りするためのスペースを確保し、そのスペースを白い斜線で表示することが望まれます。
- 駐車場の進入口には、車いす使用者駐車施設が設置されていることが分かる標識を設置することが望まれます。

### 経路

- ◎ **敷地や建物の出入口から車いす使用者駐車区画までの経路**についても、高齢者、障害者等が移動しやすいよう整備をします。
- 23 ページ「敷地内通路」を参照してください。